

政治団体解散届

平成 年 月 日

鳥取県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称	
事務所の所在地	鳥取県
代表者の氏名	印
会計責任者の氏名	印

平成 年 月 日に解散したので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 解散の日から30日以内に届け出ること。
- 2 解散届の提出の際には、同時に法第17条第1項に規定する解散の日までの「収支報告書」を提出すること。
- 3 資金管理団体に指定されている団体は、資金管理団体でなくなった旨の届が必要です。